

東濃西部看護師等確保修学資金貸付制度

～進学者に対する貸付金～

《令和8年度版募集要領》



准看護師から看護師を目指す方への修学資金貸付制度です。

資格取得後に常勤の看護師として多治見市・瑞浪市・土岐市内の病院等で勤務すると貸付金の返還が免除されます。

東濃西部広域行政事務組合

URL <https://tono-seibu.org/kango-kakuho/>

1 目的

多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「圏域」という。）内において、将来、常勤の看護師として病院等で働く意志のある方へ修学に必要な資金を貸付けることによって、圏域内における看護師の確保を目的としています。

2 貸付対象者

令和8年4月1日時点で下記①～③のいずれかに該当する方で、後述の看護学校へ進学し、卒業後に圏域内の病院等において常勤の看護師として勤務をしようとしている方。

- ①多治見市医師会准看護学校卒業生
- ②土岐医師会准看護学校卒業生
- ③圏域内在住の准看護師資格を取得している方

なお、次のいずれかに該当する方への貸付はできません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※他の奨学金制度と併用可能な場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

3 本制度における「看護学校」の定義

- ・「准看護師の資格を持つ方が、看護師免許を取得するための2年課程の学校」をいいます。
- ・無資格の方が看護師免許を取得するための学校は本制度に該当しません。

東濃西部看護師等確保修学資金貸付規則第2条第2項
この規則において、「看護学校」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する養成所（修業年限が2年のものに限る。ただし、夜間その他特別の時間若しくは時期において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程は、この限りでない。）をいう。

- ・近隣では以下の学校が対象となります。

- ・岐阜県立衛生専門学校第二看護学科（全日制2年）
- ・岐阜市医師会看護学校（昼間定時制3年）
- ・大垣市医師会看護専門学校（昼間定時制3年）
- ・学校法人愛西学園弥富看護学校（通信制） など。

4 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月29日（金）午後5時まで（書類必着）

5 申請先

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

東濃西部広域行政事務組合

電話：0572-22-1111（内線1331）

Email：kouiki@tono-seibu.org



6 申請書類

- (1) 貸付申請書（所定の様式 1）
- (2) 履歴書
- (3) 連帯保証書（所定の様式 2）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 住民票（申請者ご本人のみが記載され、本籍及びマイナンバーの記載がないもの）
- (6) 在学証明書（令和8年4月1日以降のもの）
- (7) 貸付金額算出表
- (8) 授業料・通学費・住居費がわかるもの
- (9) 卒業証明書（多治見市医師会准看護学校又は土岐医師会准看護学校の卒業生に限る）
- (10) 准看護師免許証の写し

7 書類作成上の注意

- (1) 申請には連帯保証人2名が必要です。連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成人で、修学資金等の償還及び利子の支払いの責任を負うことができる方とします。
- (2) 『所定の様式』は、東濃西部広域行政事務組合のホームページ又は東濃西部広域行政事務組合の事務所にて取得してください。
- (3) 必ず連絡の取れる電子メールのアドレスを申請書類にご記入ください。

8 貸付決定

- (1) 貸付の可否は、6月に申請者に書面で通知します。
- (2) 貸付決定を受けた方（以下「修学生」）に対して貸し付けます。修学資金は、6月末日と11月末日に年2回（6か月分ずつ）に分けて交付します。

9 貸付金額

月額 45,000 円（上限）

※修学に係る費用として（授業料、通学費、就学の為に下宿した場合の住居費の合計額）

10 貸付期間

在校する看護学校の正規の修学期間を限度とします。



11 貸付けの休止及び停止

- (1) 次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消します。
 - ア 退学したとき。
 - イ 心身の故障のため修業を継続する見込みがなくなったとき。
 - ウ 死亡したとき。
 - エ 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
 - オ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - カ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 修学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止します。

12 修学資金の返還

次のいずれかに該当するときは、事由が生じた日の翌月から6か月以内に修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 看護学校を卒業した日から起算して2年以内に看護師免許を取得しなかったとき。
- (3) 看護師免許を取得後、1か月以内に圏域内の病院等において、常勤の看護師として看護師の業務に従事しなかったとき。
- (4) 圏域内の病院等において看護師の業務に従事した後、返還の免除の条件に該当する場合を除くほか、圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなくなったとき。

※圏域内の医療機関等に勤務して、速やかに他の圏域内の医療機関等に勤務する場合は、返還の必要はありません。(多治見の医療機関等から瑞浪の医療機関等へ転職した場合など)

13 返還の免除

(1) 全額免除

免許取得後、1か月以内に圏域内の病院等において看護師の業務に従事し、病気負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間(以下「必要勤務期間」という。)当該業務に従事したとき、貸し付けた修学資金の返還債務の全額を免除します。

ただし、修学資金の貸付を受けた期間が1年に満たないときは、必要勤務期間を1年間とします。

※3年間貸付けを受けたとき・・・3年間の勤務で返還免除

※8か月貸付けを受けたとき・・・1年間の勤務で返還免除(貸付期間が1年未満のため)

(2) 全額又は一部免除

ア 圏域内の病院等で看護師の業務に従事した期間が1年以上であり、必要勤務期間に満たないときは、従事した月数分の修学資金の返済債務を免除します。

※従事期間が1年4か月の場合・・・1年4か月分の返還免除

※従事期間が0年8か月の場合・・・返還免除はありません。一部免除になるためには1年以上の勤務が必要です。

イ 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事できなくなったときは全額又は一部免除となる可能性があります。

※返還の免除となる常勤の看護師の勤務時間は、1週間当たり約40時間を想定しています。

14 返還の猶予

心身の故障、災害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、修学資金の返還債務の履行を猶予します(返還猶予期間終了後、再度圏域内で勤務を開始し、期間満了まで勤務した場合には、返還の必要はありません)。ただし、猶予期間は3年以内です。

15 延滞利息

正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき額につき償還期日の翌日における法定利率により計算した延滞利息を加算して支払っていただきます。

16 貸付け決定後の書類提出

修学資金の返還免除又は返還が完了するまで、毎年4月に現況報告書の提出が必要となります。また、住所変更や連帯保証人の変更等の貸付規則に定める届出事項に該当した場合は、届出書等の提出が必要です。詳細は、東濃西部看護師等確保修学資金貸付規則で確認してください。

Q&A

Q1	対象となる看護学校は「2年課程」とありますが、岐阜市医師会看護学校や大垣市医師会看護専門学校は、卒業までに3年かかります。貸付の対象になりますか。
A1	ご質問の学校は、どちらも「2年課程」ですが「昼間定時制」かつ「修業年限3年」の学校のため、貸付の対象です。 このような学校は、「全日制」であれば2年で終了する課程を3年かけて学ぶ学校です。働きながら学ばれる方などに対応した学校といえます。 同様の理由で、通信制の学校も「2年課程」であれば貸付の対象となります。
Q2	資格取得後、圏域内（例：土岐市）の病院に就業しましたが、就業先の都合で圏域外（例：春日井市）の転勤を命じられました。いずれ圏域内に戻ってきたいと考えていますが、返還猶予は認められますか。
A2	就業先の都合の転勤のため、猶予は認められますが、猶予期間は3年間で上限です。3年以内に圏域内へ戻れなかった場合、返還の対象となりますので、就業先とよくご相談ください。
Q3	進学のため、圏域内の住所（例：多治見市）から学校のある圏域外の市（例：岐阜市）に住所を移してしまいました。卒業後は圏域内で働こうと考えています。貸付制度を利用できますか。
A3	<P.1「2 貸付対象者」の①②の場合> 本制度では、多治見市准看護学校及び土岐准看護学校の卒業生であれば、圏域外の住所であっても貸付の対象者です。 <P.1「2 貸付対象者」の③に該当する方の場合> 圏域外への転出が入学の3か月前までであれば、貸付制度を利用できます。申請時に、圏域内住所にいたことが分かる以下の書類のいずれかを提出してください。 ・住民票（前住所欄に圏域内住所が記載されているもの。現住所所在地で取得できます。） ・戸籍附票（本籍所在地で取得できます。） ※ただし、入学前3か月以内に住所を有していたことが分かるもののみ有効です。
Q4	通信制の看護学校に通っています。単位の取得のために放送大学へ入学しなければいけないのですが、放送大学の授業料は貸付金の対象になりますか。
A4	放送大学の授業料は、貸付金の対象です。ただし、取得単位は人によって変わることがあります。貸付期間中、免許取得に必要な単位にかかった授業料を対象とします。

注意事項

- ①この募集要領のほか『東濃西部看護師等確保修学資金貸付規則』にて、制度の内容をご確認ください。規則は、本組合のホームページ（下記二次元コードを参照）にてご覧いただけます。
- ②申請書類は、貸付決定に関わる重要な書類ですので、正確に記載してください。
- ③申請書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。

東濃西部広域行政事務組合

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所本庁舎 3階

電話：0572-22-1111 内線 1331 Email：kouiki@tono-seibu.org



ホームページ